

第106回横須賀市個人情報保護運営審議会議事録

- ・ 日 時 令和4年5月26日（木）15:00～16:50
- ・ 場 所 横須賀市本庁舎2号館231会議室（3階）
- ・ 出席委員 今村委員長 大澤委員 石垣委員 伊東委員 菊池委員 篠原委員
- ・ 事務局 総務部総務課 笠原課長、中島係長 日根、木村
- ・ 傍聴者 なし

1 開 会

本審議会は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステムを利用する方法により行い、本審議会の長及び事務局が委員間で映像と音声即時に伝わることを確認するとともに、映像と音声により委員本人の確認をした。

2 議 題

（1）前回議事録について

事務局から前回議事録案の修正について、各委員に確認したが修正意見はなかったため、議事録は確定した。

（2）個人情報の保護に関する法律の改正に伴う横須賀市個人情報保護条例の廃止及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について（総務部総務課）

事務局から、令和3年5月公布の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法の改正により、「個人情報の保護に関する法律（以下、改正法）」等が改正され、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体が同一の法の規律によって個人情報を取り扱うこととされたため、本市の「横須賀市個人情報保護条例」を廃止し、新たに「横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定する必要性が生じたため、資料1～5を基に説明した。

（委 員） 今ある条例を改正法に合わせて改正するのではなく、新たに作り直すのか。また、横出しや上乘せなどの考え方を説明してほしい。

- (事務局) 国の法律の改正に伴い、本市の条例を廃止し、新たに制定をする。条文案を示せていないため、イメージがわからず申し訳ない。横出し、上乘せについては、条例に定める部分と規則で定める部分とが出てくる。
- (委員) 条例制定の基本的な方向性はあるのか。また、法令と条例、条例と規則の関係、すみわけはどのようになるのか。
- (事務局) 法令で規律されたもので横須賀市の条例にもともと規定があったものについては、法令を優先させて条例には書かない。ただし、今回の改正法で条例で規定すべきとされたものについては必ず条例での規定が必要になる。さらに、地方自治体で規定することが妨げられないとされたものについて、委員の意見をいただきながら判断を進めていきたいと考えている。
- (委員) 法律の条文にないが、条例に規定するものについては横出しになる。今回の施行条例の核はその部分になるだろう。国の法律の主旨に反してはいけなさそうだが、個人情報保護委員会から出された資料によると、地方自治体の特性を踏まえて上乘せ、横出しが可能とのニュアンスがあったと思うが。行政機関等匿名加工情報の手数料の上積みなどは国から指針が出ているのか。
- (事務局) 行政機関等匿名加工情報の手数料については、国から標準額が示されている。この標準額以外の金額を規定する場合は明確な理由が必要、と国のガイドラインにある。理由があればこの金額にしないということも可能である。
- (委員) 今回の法改正の真意を行政としてどのように捉えているのか。これまで、締め付けていたものを、個人情報の活用にシフトチェンジし始めているような印象を受けている。
- (事務局) おっしゃるとおり、国は個人情報を今後活用しようとしている。現在それぞれの自治体が持っている条例によって活用できる、できないと差が出てしまっているところを国の規律で統一化し、全国の自治体同一に活用できることを目的として法改正がなされた。市としては、これまで条例で市民の個人情報を守ってきたため、今後もその方向を維持したいと考えている。
- (委員) であれば、横須賀市としての考え方を明確にし、条例の骨格を作っていくべきではないか。個々の議論では最終的に完成したものが矛盾をはらむ可能性がある。また、締め付けるほうは簡単だが、緩和する基準を作るのが難しい。このあたりのプロセスをどう踏んでいくのか。

(事務局) 今回は全体としての方向性でなく、個々の話となり大変申し訳ない。次回は全体像をお見せできるようにしたい。

(委員) 今回のこの改正については、市議会や特別委員会、市長等の方針を踏まえて事務局から方向性の説明を受けているという認識でよいか。

(事務局) 議会については、直近で開催される6月議会に、今回の施行条例制定にかかるパブリックコメントの案内を報告する。条例については、議会は議会で別の条例を制定することとなっている。市長副市长は、法改正があるということはもちろん承知しているが、これらの個々の内容についてはまだ伝えていない。本日は、全体の説明の機会をいただいている。諮問させていただく前にはそのあたりもきちんと示させていただく。

(委員) やはり、国に先んじて地方公共団体は条例で個人情報保護を始めた。立法動機は関西の部落差別が大きかったと思う。しかし、個人情報保護法が制定されて一気にすべての個人情報が異常なまでに保全されるようになってきてしまい、国はこれに驚いた。国がこれからやろうとしているデータの活用は経済活動に必須であるが、その方向性は国民の意識とはかなり乖離しており、自治体は苦慮するであろうと懸念している。さらに、法改正により不当な情報収集の手続きによらない限りは個別の諮問なく、基本庁内での活用が可能なるということは確かか。

(事務局) お見込みのとおりである。

(委員) 制定した施行条例に対する国のチェックなどはあるのか。今後は個人情報保護委員会に個別に相談する、事務について報告するなど、国とのやり取りが非常に増えてしまい、本来目的である個人情報保護の事務より、そちらに時間を取られるようなイメージがある。事務負担の軽減についても国は考えてもらいたいところだ。

(事務局) 改正法167条に（条例を定めた時の届出）という規定があり、義務付けられている。また、個人情報保護ファイルに記載の情報について漏えい等の事故を起こした場合はその旨、その内容の届出が義務付けされている。

(委員) 条例の届出をした後で、これは規定してはだめだとなることもあるのか。

(事務局) ないわけではないと考えている。届出させるからには保護委員会が条文を確認し、意見を出されることもあるだろう。

- (委 員) 開示請求はこれまでもこれからも横須賀市に請求するのか。
- (事 務 局) そのとおりである。
- (委 員) 改正法の108条で「この規定に反しない限り条例で～妨げるものではない」ということは基本的に開示の条例は地方公共団体が作らないといけないのか。
- (事 務 局) 改正法に実務的なことの記載がないため、不足していることは条例で定めることとなる。例えば、開示請求にかかる決定期限の日数は法定では30日だが、本市は15日とする。このようなことを法定の規律のとおり行うことが選択肢としてはあるが、自治体で規定することも妨げられないというものである。
- (委 員) 開示を行うにあたっての根拠の規定は法律になるのか。
- (事 務 局) そのとおりである。
- (委 員) 今回制定する施行条例は、法と同じ内容を繰り返して書くのではなく、条例で定めなさいという部分を定めることになるのか。
- (事 務 局) そのとおりである。
- (委 員) 規定することが妨げられない部分については、既存の条例から落とし込み、規定しなければならない部分については当然のことながら規定しなければならない。では、規定してはならないとされている部分については、どのようにするのか。
- (事 務 局) 国が規定してはならないと示している部分については、従っていくこととなるが、内規等によって事務運用として補足できないか検討しているところである。
- (委 員) 先ほど、施行条例の核となるのは法が自治体の条例で定めよと規定した部分だと申し上げたが、とすると、必須とされているのは手数料のみではないか。それは規則で定めることはできるのか。
- (事 務 局) 必須であるのは手数料だけである。手数料は無料であることも含め条例に定めなければならない。開示請求時の実費負担については、現行同様規則で定めることとしたい。
- (委 員) 実費と手数料は別個のものか。
- (事 務 局) 国のQ&Aによると、開示請求の手数料とは別に、開示文書の写しの交付に要する費用（コピー代や記録媒体の費用等）を徴収することは可能であるとされている。

- (委員) 説明の仕方として、条例で定めなければならないことを明らかにするほうが良い。そのうえで条例に定めることが許容される部分において、現行の条例ではこうなっているが、どうすべきかと提案するのが良いと考える。
- (事務局) 今回は改正法との相違点を改正法の条項順に示したことからわかりづらさが生じてしまい申し訳ない。
- (委員) 個人情報保護法という特別法により、自治体の身動きが取れなくなるというのは忸怩たる思いである。マクロ的なビジョンが法であって、その下に各論的な構成を条例の中でどこまで書き落とすことができるのか。横須賀市としての経験則や蓄積が自治体の特性という形で残せるのか。そのあたりのビジョンも見えてきていない。
- (委員) 横須賀市としての個人情報に対する方向性を示してもらいたい。目的外利用・提供については個人情報保護委員会に確認する、オンライン結合への制限は設けてはいけない、となると審議会の役割がはっきりしていない。
- (委員) 基本的にどのような方向性を持つかをはっきりさせてほしい。国に従うのか、それとも今までの実績などを踏まえつつ、このようにしたいとするのか。現行の条例に赤を入れる、表題と条文、見出しを並べて対照表を作るなどしたほうが分かりやすいのではないか。条例案は準備済みであるか。新しいものを一から作っているのか。
- (事務局) 変更となる部分もあるかと思うが、準備している。新しいものを作っている。
- (委員) 法律に書かれているところは条例に書かないのか。
- (事務局) 書かない。
- (委員) 個人情報保護委員会からモデル条例案は出ているのか。
- (事務局) 事務対応ガイドの巻末に条例イメージが添付されている。
- (委員) 条例イメージは何かあるのか。
- (事務局) 審議会審査会の条例は別条例として、13条ある。
- (委員) 内容としてはだいぶ薄くなってしまう感がある。
- (委員長) 他に意見がなければ、以上をもって、本件については議事を終了することとしてよろしいか。
- (各委員) (了承)

3 その他

次回審議会は、令和4年6月20日（月）午前10時から開催する。

また、事務局から、次回会議については当初オンラインでの実施としていたが、議論が深まってくるため、対面で実施したい旨伝え、各委員から了承を得た。

4 閉会

以上で本日の議事を終了したので、委員長は16時50分に会議の閉会を宣した。